

改定前	改定後	変更内容								
<p>II 契約の申込み 7 供給契約の成立および契約期間 (2) 契約期間は、供給契約が成立した日から、<u>廃止</u>または解約により供給契約が消滅する日までといたします。</p> <p>III 契約種別および料金 19 料金の算定 (新設)</p>	<p>II 契約の申込み 7 供給契約の成立および契約期間 (2) 契約期間は、供給契約が成立した日から、<u>解除</u>または解約により供給契約が消滅する日までといたします。</p> <p>III 契約種別および料金 19 料金の算定 (4) お客様が契約電流または契約容量を超えて電気を使用された場合には、一般送配電事業者または当社の責めとなる理由を除き、当社は該超過分につき電気供給料金により計算される基本料金の1.5倍に相当する金額を契約超過金としてお客様から申し受けます。</p>	表現を整備するものです。								
<p>III 契約種別および料金 23 遅延損害金 (2) 遅延損害金は、その算定の対象となる料金または工事費等から、消費税等相当額から次の算式（消費税等の税率が変更になった場合には再生可能エネルギー発電促進賦課金に乘じる値も、消費税等の税率変更に応じて調整されるものといたします。）により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年14.5パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たるの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>再生可能エネルギー発電促進賦課金 ×</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; padding: 0 10px;">10</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; padding: 0 10px;">100</td> </tr> </table> <p>V 使用および供給 31 違約金</p>	再生可能エネルギー発電促進賦課金 ×	10	100	<p>III 契約種別および料金 23 遅延損害金 (2) 遅延損害金は、その算定の対象となる料金または工事費等から、消費税等相当額から次の算式（消費税等の税率が変更になった場合には再生可能エネルギー発電促進賦課金に乘じる値も、消費税等の税率変更に応じて調整されるものといたします。）により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年14.5パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たるの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。但し、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとします。なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>再生可能エネルギー発電促進賦課金 ×</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; padding: 0 10px;">10</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; padding: 0 10px;">100</td> </tr> </table> <p>V 使用および供給 31 違約金 (4) お客様が供給契約を解約する場合は、料金表に定めるところにより、違約金が発生することがあります。</p>	再生可能エネルギー発電促進賦課金 ×	10	100	重要事項説明書へ記載されている事項を明確化するものです。		
再生可能エネルギー発電促進賦課金 ×	10	100								
再生可能エネルギー発電促進賦課金 ×	10	100								
<p>VI 契約の変更および終了 40 解約等（1） イ 28（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客様が、一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合 □ お客様が、38（お申し出による供給契約の終了）（1）による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合 八 お客様が料金を支払期日を経過してなお支払われない場合 二 お客様が他の供給契約（既に終了しているものも含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合 ホ 本約款等によって支払いを要することになった料金以外の債務（遅延損害金、違約金、工事費負担金その他本約款等から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合 ヘ お客様がその他本約款等に反した場合（24（適正契約の保持）（1）その他のお客様との合意により供給契約の内容を変更した場合は当該変更した内容に違反した場合。） ト お客様が手続き開始・再生手続き開始・更生手続き開始・特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きを受けては自ら申立てを行なった場合 チ お客様が強制執行または担保権の実行として競売の申立てを受けた場合 リ お客様が公租公課の滞納処分を受けた場合 ヌ お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）であると判明した場合 ル お客様が42（反社会的勢力の排除について）の表明保証に反していることが判明した場合 ヲ お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いたりは威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害したとき、その他これらに類する行為を行なった場合 ワ お客様が当社の従業員その他の関係者に対し、暴力的・要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合</p> <p>VI 契約の変更および終了 42 反社会的勢力の排除について (1) 当社およびお客様は、次の各号について表明し、保証するものとします。 イ 自己、自社、自社の役員（取締役、監査役、執行役および執行役員をいう。）もしくは実質的に経営関与する者、または自社の株主等であって自社を実質的に所有し、もしくは支配する者（以下、これらを併せて「各当事者」といいます。）が、供給契約の締結交渉開始時から供給契約の履行完了時までの間のいつの時点においても、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、総会屋等、社会運動等標榜団体、特殊知能暴力団集団その他の反社会勢力またはその所属員（以下「暴力団等反社会勢力」をいいう。）に該当しないこと。 □ 各当時者等が、供給契約の締結交渉開始時から供給契約の履行完了時までの間のいつの時点においても、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または、第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不正に暴力団等反社会勢力を利用していると認められる関係を有していないこと。 八 各当事者等が、供給契約の締結交渉開始時から供給契約の履行完了時までの間のいつの時点においても、暴力団等反社会勢力に対して資金等を供与し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有していないこと。 二 各当事者が供給契約の締結および履行につき必要な許認可等を取得していること。</p> <p>VI 契約の変更および終了 42 反社会的勢力の排除について</p>	<p>VI 契約の変更および終了 42 反社会的勢力の排除について (1) 当社およびお客様は、次の各号について表明し、保証するものとします。 イ 自己、自社、自社の役員（取締役、監査役、執行役および執行役員をいう。）もしくは実質的に経営関与する者、または自社の株主等であって自社を実質的に所有し、もしくは支配する者（以下、これらを併せて「各当事者」といいます。）が、供給契約の締結交渉開始時から供給契約の履行完了時までの間のいつの時点においても、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、総会屋等、社会運動等標榜団体、特殊知能暴力団集団その他の反社会勢力またはその所属員（以下「暴力団等反社会勢力」をいいう。）に該当しないこと。 □ 各当時者等が、供給契約の締結交渉開始時から供給契約の履行完了時までの間のいつの時点においても、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または、第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不正に暴力団等反社会勢力を利用していると認められる関係を有していないこと。 八 各当事者等が、供給契約の締結交渉開始時から供給契約の履行完了時までの間のいつの時点においても、暴力団等反社会勢力に対して資金等を供与し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有していないこと。</p>	法令による制限等がある場合の取り扱いを明記するものです。								
<p>VI 契約の変更および終了 42 反社会的勢力の排除について (2) お客様は、お客様が前二項のいずれかの規定に違反している事実が発覚（報道されたことを含みます。）したときは、何らの催告なしに、かつ、損害賠償・損失補償その他何らの義務も負うことなく、供給契約等とのお客様と当社との間で締結したすべての契約の全部または一部を解除することができます。なお、本項による解除が行われた場合であっても、お客様は当社に対し、何らの請求、主張、異議申立てを行わないものとし、かつ、当社は、本項による解除によっても、お客様に対する損害賠償請求は妨げられないものとします。</p>	(削除)	解約時に違約金が発生する場合があることを明記するものです。								
<p>別表 7 容量拠出金反映額 八 容量拠出金反映基礎額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>契約種別</th> <th>みなし契約電力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オール電化（深夜）プラン</td> <td>3kW</td> </tr> <tr> <td>上記契約種別の他、供給区域①における従量電灯Bまたは供給区域②における従量電灯Aに分類される契約種別</td> <td>3kW</td> </tr> <tr> <td>上記契約種別の他、供給区域①における従量電灯Cまたは供給区域②における従量電灯Bに分類される契約種別</td> <td>3kW</td> </tr> </tbody> </table> <p>ト 容量拠出金反映調整額単価 容量拠出金反映調整額単価は消費税等相当額を含む金額とし、当社が、容量拠出乖離額をもとに、各月の計量日から翌月の計量日の前日までの算定期間に分して供給区域ごとに算出し設定します。なお、当社は、各算定期間ににおいて適用する容量拠出金反映調整額単価を、電磁的方法にて原則として事前に（広域機関からの通知時期や料金計算の事務手続き上の都合等その他の事情によりやむを得ない場合は、金額確定後速やかに）公表いたします。</p>	契約種別	みなし契約電力	オール電化（深夜）プラン	3kW	上記契約種別の他、供給区域①における従量電灯Bまたは供給区域②における従量電灯Aに分類される契約種別	3kW	上記契約種別の他、供給区域①における従量電灯Cまたは供給区域②における従量電灯Bに分類される契約種別	3kW	<p>VI 契約の変更および終了 42 反社会的勢力の排除について (3) 当社は、お客様が前二項のいずれかの規定に違反している事実が発覚（報道されたことを含みます。）したときは、何らの催告なしに、かつ、損害賠償・損失補償その他何らの義務も負うことなく、供給契約等とのお客様と当社との間で締結したすべての契約の全部または一部を解除することができます。なお、本項による解除が行われた場合であっても、お客様は当社に対し、何らの請求、主張、異議申立てを行わないものとし、かつ、当社は、本項による解除によっても、お客様に対する損害賠償請求は妨げられないものとします。</p>	「42 反社会的勢力の排除について」の修正に伴う整備をするものです。
契約種別	みなし契約電力									
オール電化（深夜）プラン	3kW									
上記契約種別の他、供給区域①における従量電灯Bまたは供給区域②における従量電灯Aに分類される契約種別	3kW									
上記契約種別の他、供給区域①における従量電灯Cまたは供給区域②における従量電灯Bに分類される契約種別	3kW									
<p>別表 7 容量拠出金反映額 八 容量拠出金反映基礎額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>契約種別</th> <th>みなし契約電力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オール電化（深夜）プラン</td> <td>3kW</td> </tr> <tr> <td>上記契約種別を除き、供給区域①における従量電灯Bまたは供給区域②における従量電灯Aに分類される契約種別</td> <td>3kW</td> </tr> <tr> <td>上記契約種別を除き、供給区域①における従量電灯Cまたは供給区域②における従量電灯Bに分類される契約種別</td> <td>3kW</td> </tr> </tbody> </table> <p>ト 容量拠出金反映調整額単価 容量拠出金反映調整額単価は消費税等相当額を含む金額とし、当社が、容量拠出乖離額をもとに、各月の計量日から翌月の計量日の前日までの算定期間に分して供給区域ごとに算出し設定します。なお、当社は、各算定期間ににおいて適用する容量拠出金反映調整額単価を、電磁的方法にて事前に公表いたします。</p>	契約種別	みなし契約電力	オール電化（深夜）プラン	3kW	上記契約種別を除き、供給区域①における従量電灯Bまたは供給区域②における従量電灯Aに分類される契約種別	3kW	上記契約種別を除き、供給区域①における従量電灯Cまたは供給区域②における従量電灯Bに分類される契約種別	3kW	(削除)	条項の整備を行ふものです。
契約種別	みなし契約電力									
オール電化（深夜）プラン	3kW									
上記契約種別を除き、供給区域①における従量電灯Bまたは供給区域②における従量電灯Aに分類される契約種別	3kW									
上記契約種別を除き、供給区域①における従量電灯Cまたは供給区域②における従量電灯Bに分類される契約種別	3kW									
		反社会的勢力排除に向けた取り組みを強化するものです。								